

東北税政連だより

No.166

税理士の権益の維持とその拡大のために税政連があります

令和4年度「税制改正」の動向

会長 青木 正

陳情活動を早期に始動

ここ数年来、東北税政連は秋に関係国会議員に対し税制改正の陳情をしてきた。東北税理士会や日税連の税制改正建議書がまとまるのが6月以降であり、日税政はそれを受けて重点項目等を検討し、国会議員向けパンフレットを作成する。そして9月以降に始まる各党の税制調査会のヒヤリングに出席し税理士会としての意見を述べる機会を頂く。こういう流れができていて、陳情活動が本格化するのとは与党の税制改正大綱が検討される終盤に税政連の出番が回ってくる、というサイクルになっていた。

ところが「それでは遅すぎる」と言う声が関係国会議員から聞かされるようになり、更に各党の税制調査会のメンバーのほか、内閣第一部会や総務部会、環境部会、経済産業部会、財政・金融部会、災害対策特別委員会等、陳情すべき国会議員は多方面かつ多数になった。令和3年税制改正で最重要項目として日税政が取り上げた「災害損失控除の創設」は10月から11月にかけて動き出したものだ。新型コロナ禍で対面での陳情が遅れたのも原因の一つだが、コロナ禍でも国会議員は水面下で税制改正の骨格をまとめていたのだ。

この反省を踏まえ、令和4年税制改正は陳情の時期を早め、7月頃に開始する体制が進められている。

「災害損失控除」は最重要要望項目に

「災害損失控除」は令和4年度も最重要項目となった。以下要望内容抜粋して掲載する。

「災害損失控除」を創設するとともに、相続時精算課税制度における受贈財産が災害により損失を受けた場合の救済措置を設けること。

(1)「災害損失控除」の創設

近年、わが国では大規模な災害が頻発している。個人が災害により被害をうけた場合、現行の制度（雑損控除）では課税所得の計算上、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとしている。しかし災害による資産に関する損失は盗難又は横領による損失よりも多額になることが多くその性格も異なる。その場合の救済策として、雑損控除から自然災害による損失を独立させて災害損失控除を創設すべきである。

損失額の評価は、時価による評価方法を原則として考えるべきである。建物の再取得価額は、築年数の浅い建物については納税者が保管する領収書等により明らかとなると考えられるが、領収書等を保存していない場合や築年数が比較的古い建物などその再取得価額が明らかではない場合は、固定資産税評価額や建物の標準的な建築価額表に基づく等、合理的な一定の算出方法が考えられる。

（注）東日本大震災の場合は、税務署が作成した「家財等の損失額の計算書」を使用し、確定申告書を作成しました。巨大津波で全てが流され関係書類を喪失しても総床面積が登記簿謄本等で解ればそれに平米当たりの工事費用を乗じて簡単に計算できた。

災害による損失は生活基盤である資産に生じた偶発的な損失であり、収入を得るための必要経費的なものではないため、課税所得の計算上における所得控除等の順序については、災害による担税力の喪失を最大限に勘案する観点から、まず災害損失控除以外の他の所得控除を適用し、最後に災害損失控除を適用することとすべきである。また、個人事業者の被災事業用資産に係る損失以外の災害に起因して生じた純損失について、白色申告者についても青色申告者と同様の繰越控除を認めるべきである。

激甚災害等により被害をうけた場合、生活基盤の再建には長期間を要する。したがって、当年分の所得金額から災害損失控除及び純損失を控除しきれない場合の繰越控除期間は、現在の3年間よりも延長されるべきである。

(2)相続時精算課税における受贈財産が被災し損失が生じた場合の救済措置

相続までの間に災害による滅失や財産価値の著しい低下などがあったとしても、相続時精算課税制度により受贈した財産について相続税の課税価格に加算する価額は贈与時の価額となる。相続税について担税力に応じた課税をするために、災害により相続時の受贈財産の価額が贈与時の価額を著しく下回り、回復の見込みのない場合には、相続時の価額で加算する救済措置を設けるべきである。

東日本大震災の扱い

平成23年4月26日、参議院財政金融委員会で自民党の佐藤ゆかり議員が、「東日本大震災に係る今回の政府の臨時特別税制の第一弾において、震災で失われた住宅や家財などの個人や個人事業主の雑損失に対する特別措置についてどのように整備されているか」という質問をした。それに対し当時の野田佳彦財務大臣は、「今回の大地震はその被害が、同時、大量、集中的に発生をした極めて甚大なものでございます。広範な地域にわたり生活基盤や事業基盤が根こそぎ失われ、その再建には相当な期間が必要になると考えられております。こうしたことを踏まえまして、委員ご指摘のように、雑損控除及び被災事業用資産に係る純損失について繰り越控除期間を現行の3年から5年に延長すること

とさせていただきます。(議事録の通り)」被災者に対する税制上の支援は災害規模の大小で差別されるべきではないと考える。

税政連の主張は

雑損失は災害、盗難、横領による損失とされているが、災害による損失と盗難・横領による損失はその性格、金額、被害範囲等で大きな違いがある。臨時的かつ多額の災害による損失が、何故、生活必需品の損失と同等に取り扱われるのか。

盗難・横領は被害者(納税者)と加害者の間にある種の相互関係があり、その中で予防策等によりかなりの蓋然性で被害対策が可能である。

災害による家屋の流失、倒壊等の損失が、何故生活に必要な必要経費と類似した性質を有すると考えられるのか。一方的かつ突発的に被災者を襲い多くの場合、個人的予防対策を超え多大な損害を被害者に与える。近年の大規模災害の発生頻度と被害の大きさを考えると、災害損失を盗難・横領と切り離し、被災者の生活再建に資する税制を創出すべきである。また世帯構成等による担税力を配慮するならばまず人的控除を先にすべきである。その後臨時的な損失を控除することによって担税力が確保できると考える。

雑損控除の実態は

損失の額が切り捨てられることの「理不尽さ」はないのかと考え、雑損控除の適用状況がどうだったかを東北税理会佐藤調査研究部長に調べて頂いた。(表1)

仙台国税局管内、平成23年は東北六県で13.7万人が雑損控除を申告し、前年に繰り戻し還付が認められたので、平成28年迄の7年間で延べ29.8万人が申告し、最終年の雑損控除の適用割合は0.03%だった。

一方、平成28年に発生した熊本地震の時は3年間しか雑損控除が認められず、最終の令和元年の適用割合は0.87%となっている。この結果、5年間の繰越期間と比較すると約7千人の納税者が雑損控除を受けられず切り捨てられたことが分かる。

年金所得中心で他の所得もある方々は多くの雑損控除を打ち切れ、還付税額が少なく面倒だという考えもあり繰越の手続きをしない人もいたと推定される。所得税よりも住民税や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料に影響があること自体わからなかった方々が雑損控除を申請しなかったのではないかとこの話も聞かれ、被災者本人に本質的損失はない税の扱いはできるだけ「公助」があっても良いと思う。

「そもそも債務を抱えている人に、その年の所得があるからと言って課税するのかという考えもあり、課税は不合理のように思います。その観点からすれば5年どころか債務がある限り免除すればいいという発想にもなる。東日本大震災だけ5年でほかの台風被害などは3年というのもおかしいので、やるなら全てやらないと。」こんなことをつぶやいた人も。

(表1)

東日本大震災と熊本地震との比較

◆東日本大震災(H23.3.11)に係る雑損控除等の適用状況(仙台国税局管内)

	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分	合計
確定申告書提出人数	1,543,821	1,618,704	1,584,706	1,564,720	1,547,964	1,538,295	1,516,733	
雑損控除等適用件数(A)※	131,576	139,057	14,690	9,647	3,480	1,640	414	300,504
青森県	747	710	64	19	9	12	14	1,575
岩手県	14,426	14,345	1,245	806	613	354	68	31,857
宮城県	92,708	90,114	6,473	2,814	1,855	894	187	195,045
福島県	23,524	33,506	6,839	5,958	942	350	113	71,232
秋田県	63	116	32	12	14	12	10	259
山形県	108	266	37	38	47	18	22	536
災害減免等(B)	19	2034	22	27	2	4	13	2,121
雑損控除のみ件数(A)-(B)	131,557	137,023	14,668	9,620	3,478	1,636	401	298,383
適用割合	8.52%	8.59%	0.93%	0.62%	0.22%	0.11%	0.03%	

※ 前年分での適用が可能、5年間の繰越が認められた。



◆熊本地震(H28.4.14)に係る雑損控除等の適用状況(熊本国税局管内)

	平成27年分	平成28年分	平成29年分	平成30年分	令和元年分
確定申告書提出人数	822,551	844,644	846,941	851,801	850,636
雑損控除等適用件数(A)※	547	49,813	25,896	14,765	7,387
災害減免等(B)	3	1,187	58	8	
雑損控除のみ件数(A)-(B)	544	48,626	25,838	14,757	7,387
適用割合	0.07%	5.76%	3.05%	1.73%	0.87%

※ 雑損控除等の「等」には、災害減免等の件数を含んでいる。

